

## 法曹養成制度の抜本的な見直しと給費制の維持に関する会長声明

本年12月9日、臨時国会は閉幕し、当会が求めていた、司法修習生の給費制の存続については、実質的に継続審議の扱いとなった。

先の国会では、本年11月4日に政府は、貸与制の下で修習資金の返済が困難な者について返還を猶予する裁判所法の一部改正案を提出した。司法修習生の経済的側面に配慮した点については一定の評価ができるものの、給費制の廃止が前提とされている点は看過できない。

これに対し、公明党からは、2013年10月31日までに様々な問題点が指摘されている法曹養成に関する制度を見直し、それまでの間は給費制を維持する等とする修正案が提出されていた。

いずれの案も本年12月6日の衆議院法務委員会で質疑が行われたが、司法修習制度の本質や法曹養成制度が抱える問題点等につき、極めて重要な示唆がなされていた。

具体的には、現行の司法修習制度の重要性につき、新憲法の人権保障の理念の下に、司法制度を担う法曹三者を対等・平等に国が養成する統一修習制度として60年以上にわたり営まれてきた、との指摘があり、加えて給費制はこの統一修習制度と不可分の関係にある点の指摘がなされていた。

他方で、現在の法曹養成については、法科大学院の学費や司法修習費用貸与制導入という経済的負担が大きな問題であるとの指摘がなされ、これに司法試験の合格率の低迷や新人弁護士就職難が加わり、法曹志願者が大幅な減少をしているとの指摘もなされている。

言うまでもなく、司法修習生の給費制は、法曹養成課程全体の中で見直しの議論を行う必要があり、給費制の廃止だけを先行実施すれば、法曹志望者の経済的負担だけが増大し、志望者の減少に拍車がかかるのは目に見えている。

したがって、当会は、来年1月に召集される通常国会において、裁判所法の一部改正案についての審議を早期に行うとともに、法曹養成制度の見直しの着手と、その議論が尽くされるまでの間は給費制を維持するよう、あらためて強く求める。

2011（平成23）年12月26日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘